

令和5年9月20日

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年4月28日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品 名	規 格	単 位	数 量
トランスミッション（3 tトラック）（修理）	仕様書及び調達要領指定書のとおり	EA	1
トランスミッション（3 tトラック）（修理）	”	EA	1

(2) 納 期 令和6年3月22日

(3) 納 地 陸上自衛隊島松駐屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」「A」、「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年10月24日（火）10時00分

(2) 場 所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

5 落札決定方法

(1) 総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

(5) 電話、電報及びFAXによる入札

(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

9 その他

(1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(2) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和5年10月23日（月）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
 - a 入札書は、「トランスミッション（3 1／2 tトラック）（修理）」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
 - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて配達ができる郵便又はメール便にて送付する。
- (イ) 到着の確認
 - 郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (3) 再度入札
 - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 郵便による入札者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
 - 令和5年10月30日（月）13時00分
 - (イ) 郵便入札の要領
 - a 送付期限
 - 令和5年10月27日（金）17時00分（必着）
 - b その他の要領
 - 初度の入札と同様
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。（FAX可）
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (6) 入札に関する問い合わせ先
 - 物品及び仕様等に関する事項
 - 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：成田）
 - 電話 0123-36-8611（内線5257）
- (7) 公告掲示場所
 - ア 掲示板
 - (ア) 島松駐屯地
 - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
 - イ 北海道補給処ホームページ
 - <http://www.mod.go.jp/g sdf/nae/nadep/dep.html>
- (8) 公告掲示期間
 - 令和5年9月20日～令和5年10月24日

調達要求番号：3MCU1A20029、30

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
整備診断作業	NLT-Z200003F	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成21年 1月27日
	変 更	令和 3年10月15日
	作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において実施する装備品等の外注整備診断作業について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。

2.2 品名・数量

品名及び数量は、調達要求書による。ただし、調達要求書で指定できない場合は調達要領指定書によって指定する。

2.3 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 b)に示す“修理”とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 d)～f)によるほか、細部は、次による。

なお、工程の細部指示については、調達要領指定書によって指定する。

- a) 診断作業方式 作業内容は表1による。ただし、電子器材等については、表4による。
- b) 整備作業方式 作業内容は表2による。ただし、電子器材等については、表5による。
- c) 整備診断作業方式 作業内容は表3による。ただし、電子器材等については、表6による。

2.5 修理基準

修理基準は、当該物品の陸上自衛隊整備諸基準による。ただし、整備諸基準がない場合及び細部については、承認図面又は当該物品の製造会社の会社基準等による。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は、次による。

- a) 整備実施場所は、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z50

0002の2.6 a)に示す“営業所等”とする。

b) 保有部隊等において整備を実施する場合は、調達要領指定書によって指定する。なお、整備のため実施場所（当該駐屯地など）へ出入りなどする場合は、当該駐分屯地の定めるところによる。

2.7 構成

構成は、当該物品の陸上自衛隊補給カタログによる。ただし、これにより難しい場合は承認図面又は当該物品の製造者の会社基準による。

2.8 部品・副資材

部品及び副資材は、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.9 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、GLT-CG-Z500002の2.10による。なお、塗装区分は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、C塗装とする。

2.10 外観

外観は、GLT-CG-Z500002の2.12.1による。

2.11 機能・性能

機能及び性能は、要整備品の本来の機能及び性能を満足するものでなければならない。

2.12 整備品の表示

整備品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.13による。

3 品質保証

3.1 試験・試験方法

試験及び試験方法は、2.4によるほか、GLT-CG-Z500002の3.1による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、GLT-CG-Z000001の箇条4による。ただし、包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 一般事項

その他の指示は、GLT-CG-Z500002の箇条5による。なお、必要事項については、調達要領指定書によって指定する。

5.2 承認用図面等

契約の相手方は、2.5、2.7及びその他必要なものについて、契約後速やかに承認用図面等を作成し、契約担当官等の承認を受ける。

5.3 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表7による。

表 7-提出書類

番号	整備の作業方式	提出書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	診断作業	整備診断 明細書	4部	契約担当官等	診断作業 終了後	様式を図1に示 す。
2	整備作業	—	—	—	—	—
3	整備診断作業	整備診断 明細書	4部	契約担当官等	診断作業 終了後	様式を図1に示 す。

5.4 秘密保全など

秘密保全などは、GLT-CG-Z500002の箇条6による。

5.5 サプライチェーン・リスク対応に関する要求

サプライチェーン・リスク対応に関する要求は、GLT-CG-Z000009の2.2により実施し、要求の有無は、調達要領指定書によって指定する。

5.6 その他

その他は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の箇条7による。

5.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表 1—診断作業表

区分	工程	作業内容	注記	
診断作業	1	入場点検	入場品の外観状態、欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	分解	入場品を点検計測が可能な範囲の構成単位に分解する。	—
	3	洗浄	スチーム、圧縮空気、洗油、薬液等により洗浄し、付着している泥土、油脂、ほこり、さびなどを除去し、清掃する。	アルミ合金などの部品は、洗浄にか(苛)性ソーダを使用してはならない。
	4	点検計測	1) 目視、測定機器、器具などにより摩耗、損傷などの状態を点検計測し、部品の交換、補充又は修正の要否を判定する。 2) 修理基準で示された部品については、金属探傷試験などを行う。	1) 点検計測は、主要部位から優先して行う。 2) 契約の相手方は、点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 [必要に応じ、整備資料(製造会社の会社基準など)を提出する。] 3) 絶縁抵抗、導通試験、水圧・油圧・気圧試験などを含む。
	5	部品組立て	第2工程で分解した部品による組立て	—
	6	包装など	本文箇条4による。	—

表 2—整備作業表

区分	工程	作業内容	注記	
整備作業	1	入場点検	入場品の外観状態, 欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	分解	整備明細仕様書 ^{a)} の修理作業のための必要箇所の分解	—
	3	修理	整備明細仕様書による修理作業	打こん, まくれ, 曲がりなどの軽易な修正作業を含む。
	4	部品組立て	分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整, 給油脂を含む。
	5	機能・性能試験	本文 3.1 による。	—
	6	塗装・防せい 処置	本文 2.9 による。	—
	7	整備品の表示	本文 2.12 による。	—
	8	完成検査及び 包装	1) 完成検査は, 本文 3.2 による。 2) 包装は, 本文箇条 4 による。	—
<p>注^{a)} 整備明細仕様書とは, 点検計測後, 契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について検査官等が審査し, 承認したものをいう。</p>				

表 3—整備診断作業表

区分	工程		作業内容	注記
診断作業	1	入場点検	入場品の外観状態，欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	分解	入場品を点検計測が可能な範囲の構成単位に分解する。	—
	3	洗浄	スチーム，圧縮空気，洗油，薬液等により洗浄し，付着している泥土，油脂，ほこり，さびなどを除去し，清掃する。	アルミ合金などの部品は，洗浄にか（苛）性ソーダを使用してはならない。
	4	点検計測	1) 目視，測定機器，器具などにより摩耗，損傷などの状態を点検計測し，部品の交換，補充又は修正の要否を判定する。 2) 修理基準で示された部品については，金属探傷試験などを行う。	1) 点検計測は，主要部位から優先して行う。 2) 契約の相手方は，点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 〔必要に応じ，整備資料（製造会社の会社基準など）を提出する。〕 3) 絶縁抵抗，導通試験，水圧・油圧・気圧試験等を含む。
整備作業	5	修理	整備明細仕様書 ^{a)} による修理作業	打こん，まくれ，曲がりなどの軽易な修正作業を含む。
	6	部品組立て	第 2 工程で分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整，給油脂を含む。
	7	機能・性能試験	本文 3.1 による。	—
	8	塗装・防せい 処置	本文 2.9 による。	—
	9	整備品の表示	本文 2.12 による。	—
	10	完成検査及び 包装	1) 完成検査は，本文 3.2 による。 2) 包装は，本文箇条 4 による。	—
注 ^{a)} 整備明細仕様書とは，点検計測後，契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について検査官等が審査し，承認したものをいう。				

表 4—電子器材等診断作業表

区分	工程	作業内容	注記	
診断作業	1	入場点検	入場品の外観状態, 欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	ユニット ⁴⁾ の点検・計測	ユニットを計測器などによって点検・計測し, 不具合部位を判定する。	—
	3	分解	入場品を点検計測が可能な範囲の構成単位に分解する。	プリント基板などは, 分解しない。
	4	点検計測	感応, 計測機器などにより部品交換, 補充又は修正の要否を測定する。 この場合, 点検計測に必要な不良部品の一時交換, 仮付けなどを含む。	1) 点検計測を行う場合に 必要な清掃, 手入れ, 調整などを含む。 なお, 点検計測は, 主要部位から優先して行う。 2) 契約の相手方は, 点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 〔必要に応じ, 整備資料(製造会社の会社基準など)を提出する。〕 3) 絶縁抵抗, 導通試験等を含む。
	5	部品組立て	第3工程で分解した部品による組立て	—
	6	包装	本文箇条4による。	—
注 ⁴⁾ ユニットとは, 入場品又は機能を点検・計測できる構成単位とする。				

表 5—電子器材等整備作業表

区分	工程	作業内容	注記	
整備作業	1	入場点検	入場品の外観状態，欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	分解	整備明細仕様書 ^{a)} の修理作業のための必要箇所の分解	—
	3	修理	1) 整備明細仕様書による修理作業 2) 修正作業に伴う調整，また，必要に応じて防湿，防震，固定などの処置を施す。	へこみ，曲がりなどのある部位，表示などの不鮮明な部位の軽易な修正を含む。
	4	部品組立て	分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整，給油脂を含む。
	5	機能・性能試験	本文 3.1 による。	—
	6	塗装・防せい処置	本文 2.9 による。	—
	7	整備品の表示	本文 2.12 による。	—
	8	完成検査及び包装	1) 完成検査は，本文 3.2 による。 2) 包装は，本文箇条 4 による。	—
<p>注^{a)} 整備明細仕様書とは，点検計測後，契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について検査官等が審査し，承認したものをいう。</p>				

表 6—電子器材等整備診断作業表

区分	工程	作業内容	注記	
診断作業	1	入場点検	入場品の外観状態，欠品の有無及び外部の損傷状況を点検する。	—
	2	ユニット ^{a)} の点検・計測	ユニットを計測器などによって点検・計測し，不具合部位を判定する。	—
	3	分解	入場品を点検計測が可能な範囲の構成単位に分解する。	プリント基板などは，分解しない。
	4	点検計測	感応，計測機器などにより部品交換，補充又は修正の要否を測定する。 この場合，点検計測に必要な不良部品の一時交換，仮付けなどを含む。	1) 点検計測を行う場合に 必要な清掃，手入れ，調整などを含む。 なお，点検計測は，主要部位から優先して行う。 2) 契約の相手方は，点検計測後に整備診断明細書を作成提出する。 〔必要に応じ，整備資料（製造会社の会社基準など）を提出する。〕 3) 絶縁抵抗，導通試験等を含む。
整備作業	5	修理	1) 整備明細仕様書 ^{b)} による修理作業 2) 修正作業に伴う調整，また，必要に応じて防湿，防震，固定などの処置を施す。	へこみ，曲がりなどのある部位，表示などの不鮮明な部位の軽易な修正を含む。
	6	部品組立て	第 3 工程で分解した部品及び交換部品による組立て	組立てに伴う調整，給油脂を含む。
	7	機能・性能試験	本文 3.1 による。	—
	8	塗装・防せい処置	本文 2.9 による。	—
	9	整備品の表示	本文 2.12 による。	—
	10	完成検査及び包装	1) 完成検査は，本文 3.2 による。 2) 包装は，本文簡条 4 による。	—
<p>注^{a)} ユニットとは，入場品又は機能を点検・計測できる構成単位とする。</p> <p>注^{b)} 整備明細仕様書とは，点検計測後，契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について検査官等が審査し，承認したものをいう。</p>				

調達要領指定書	発 簡 番 号	107
	調 達 要 求 番 号	3MCU1A20029
	調 達 要 求 年 月 日	5. 9. 11
	作 成 部 課	装備計画部武器課
	作 成 年 月 日	5. 9. 11
品 名	トランスミッション (3 1/2 tトラック) (修理)	
仕 様 書 番 号	NLT-Z200003F	
指定事項：		
<p>1 本文2.2 品名・数量 整備品名：トランスミッション 数 量：1EA 物品番号：8-98135-818-0 固有番号：6511300688 整備内容：整備明細仕様書に基づく修理</p> <p>2 本文2.4 整備の作業方式 b) 整備作業方式とし、作業内容は、表2とする。</p> <p>3 本文2.5 修理基準 修理基準は、当該物品の製造者の会社基準とする。</p> <p>4 本文2.9 塗装・防せい処置 塗装及び防せい処置は、整備明細仕様書に基づき実施する。</p> <p>5 本文2.12 整備品の表示 整備品の表示は、整備品に適應する銘板とするほか、GLT-CG-Z500002の2.13による。</p> <p>6 本文5.5 サプライチェーン・リスク対応に関する要求 要求しない。</p> <p>7 本文5.6 その他 契約物品の全部又は主要部分の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官等に提出し、承認を受ける。 なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。</p>		

調達要領指定書	発 簡 番 号	108
	調 達 要 求 番 号	3MCU1A20030
	調 達 要 求 年 月 日	5. 9. 11
	作 成 部 課	装備計画部武器課
	作 成 年 月 日	5. 9. 11
品 名	トランスミッション (3 1/2 tトラック) (修理)	
仕 様 書 番 号	NLT-Z200003F	

指定事項：

- 1 本文2.2 品名・数量
整備品名：トランスミッション
数 量：1EA
物品番号：8-98135-818-0
固有番号：6511452077
整備内容：整備明細仕様書に基づく修理
- 2 本文2.4 整備の作業方式
b) 整備作業方式とし、作業内容は、表2とする。
- 3 本文2.5 修理基準
修理基準は、当該物品の製造者の会社基準とする。
- 4 本文2.9 塗装・防せい処置
塗装及び防せい処置は、整備明細仕様書に基づき実施する。
- 5 本文2.12 整備品の表示
整備品の表示は、整備品に適應する銘板とするほか、GLT-CG-Z500002の2.13による。
- 6 本文5.5 サプライチェーン・リスク対応に関する要求
要求しない。
- 7 本文5.6 その他
契約物品の全部又は主要部分の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に請け負わせようとする場合は、“下請負承認申請書”を契約担当官等に提出し、承認を受ける。
なお、“下請負承認申請書”の様式は、入札及び契約心得に掲載されている。

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上滅殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合